専用栓分割に関する覚書

　このたび、下記の給水装置場所の給水申込みに関し、管理用の第一止水栓（管理バルブ）を設置するにあたって、本覚書を提出します。

管理バルブより内側の維持管理につきましては、申込者が行います。その他、常滑市水道事業給水条例を遵守するとともに、漏水ほか、異常があった場合はすみやかに修理します。また、修理に係る費用については、申込者側で負担します。

記

　給水装置場所

常滑市

　　　年　　　月　　　日

常滑市水道事業

　常滑市長　殿

申　込　者　　住　所

給水装置

所有者 　 　氏　名　　　　　　　　　　　　　印